



上の史料は、世直しのため須川宿（現新治村須川）にある熊野の森に参集することを求めた廻状です。15才から50才までの男子全員武器となるものを持って集まれというものです。もし、これに反したり、この廻状が回されないときには、焼き討ちを行うと脅しています。

上野国内における世直しは、西上州・東上州・北上州で多数起きましたが、利根・沼田地方の世直しは慶応4年(1868)2月に始まりました。「世直し大明神」を名乗る書面が、何者かによって須川宿の問屋兼本陣に投げ込まれましたが、これには人々を参集させる旨の命令が書かれていました。沼田藩に出兵を依頼しようという意見、自警団を組織して対応しようという意見、世直し大明神の言に従う方がよいという意見が出ましたが、結局世直し大明神に従おうという意見が多数を占め、商家や質屋を打ち壊すという事件が起りました。

〈参考資料〉『群馬県史』通史編4 735~746頁

南国千人組先手
一この度、世直しいたし、その村方役人差し添え人足男十五より五十まで残らず、まさかり、のこぎり、なた外に明松二本相違なく、須川熊野森へ当二十二日酉の刻罷り出づべき者也。但し、鉄砲を打ち、逆返(反)に及び候者は、皆々焼き払う者也。

三月二十二日
右、この状名当て村方へ大急用にてお渡し下さるべく候、但し、回り兼ね候節は、書面の通り焼き払う者也

須川宿
問屋役人中様
大急用

4 慶応4年「赤心報国土」を宛てた下は、村民に宛てた文で、人民に加害・乱暴する者があつたら大兵を繰り出し天誅を加えるから安堵するように、と書いています。

